

各位

## 福岡県信用保証協会

### 「流動資産担保融資保証制度要綱」等の一部改正について 【経営者保証の徴求廃止等】

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり、「流動資産担保融資保証制度要綱」等の一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 改正する制度要綱等

- ①流動資産担保融資保証制度要綱
- ②危機関連保証制度要綱
- ③農商工等連携事業関連保証事務取扱要領
- ④下請振興関連保証制度要綱

#### 2. 改正する内容

- ①流動資産担保融資保証制度要綱（※令和6年3月15日融資実行分から適用）

- ・保証人の表記の変更  
変更前：法人代表者以外、保証人は徴求しない  
変更後：徴求しない。

- ②危機関連保証制度要綱

- ・危機指定期間内の貸付実行制限を撤廃  
本保証は、従前まで危機指定期間内に貸付実行されたものが対象とされていましたが、令和6年3月15日以降は、危機指定期間終了後であっても、認定の有効期限内に金融機関又は信用保証協会に対して申込みを行えば足りることとなりました。

- ③農商工等連携事業関連保証事務取扱要領（※令和6年3月15日融資実行分から適用）

流動資産担保融資保証制度要綱改正と平仄を合わせた改正。

- ④下請振興関連保証制度要綱（※令和6年3月15日融資実行分から適用）

流動資産担保融資保証制度要綱改正と平仄を合わせた改正。

#### 3. 適用日

令和6年3月15日

以上